



保健事業補助金交付に必要な 「領収書」についてのお願い



- 1 「領収書」は原本です！（コピー及びレシートは**不可**）
- 2 氏名（宛名）は、フルネームです！
- 3 日にち、但し書き等は明確に！



1 の《原本》について

- 補助金交付の申請に添付する「領収書」は**全て原本**の提出をお願いしております。
- 発行元が**レシート**の場合は、別途「領収書」の交付を受けてください。



2 の《氏名（宛名）》について

- 「領収書」の宛名が**名字**だけでは、どなたの申請か把握できず、**証明になりません**。
- 『各種健診補助』や『宿泊施設利用補助』は、**宛名が薬局名（会社名）**ですと、〈事業主健診〉や〈職場の福利厚生での旅行〉と判断せざるをえず、**補助の対象になりません**のでお気をつけください。



3 の《日にち・但し書き等》について

！ 『各種健診補助』『脳ドック補助』『インフルエンザ補助』の場合

- 但し書きは、医療機関によっては〈保険外診療〉〈自費負担分〉〈文書料〉となっております。これでは、証明になりませんので「**人間ドック代**」「**健康診断料**」「**脳ドック代**」「**インフルエンザ予防接種代**」等、明確に記載されたものを添付してください。
※医療機関で「領収書」を受け取ったら、よくご確認ください。
- インフルエンザは「**予防接種代**」のみでは**何の予防接種か証明になりません**のでお気をつけください。
- 脳ドックは、**MRI検査のみでは、補助対象になりません**。領収書に「**脳ドック**」と明記されているものに限り、**補助対象**とします。

！ 『スポーツ施設利用補助』の場合

- 「テニスコート利用料」「平成○年○月分会費」等、**何のスポーツ施設を利用したか明確にわかる但し書き**をお願いします。
- スポーツクラブ等は、会費の支払月が施設によって異なるため統一できないことから、**領収書の発行年月日で利用年度を決定**いたします。（特に年度末、3月～4月は、お気をつけください。）

！ 『宿泊施設利用補助』の場合

- 「宿泊費」に対する補助事業ですので**旅先でのレジャー費用は補助対象外**です。
※その他の詳細事項は、『宿泊施設利用補助申請書』の2枚目をご参照ください。
- **宿泊年月日で利用年度を決定**しますので、領収書に発行年月日だけでなく**宿泊日の記載があるもの**をお願いします。



「領収書」の不備は、補助金を支給できません。
差し替えていただき、再度申請すると補助金の交付も遅れます。
（当該年度申請→翌年5月20日まで受付、それ以降は受付不可）
申請する際は、よくご確認の上、提出されるようお願いいたします。

